

鶏伝染性気管支炎（アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準の鶏伝染性気管支炎（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.3、3.5.7 及び 3.5.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。